

2026年6月2日

各位

Global X Japan 株式会社

## 上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の信託約款変更を行うことを本日決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 銘柄名（銘柄コード）  
グローバルX NASDAQ100・デイリー・カバード・コール ETF (563A)

2. 変更の内容  
2026年6月26日より、ETFの設定解約単位を以下の通り変更いたします。

変更後	変更前
1万口以上100口単位	1万口以上1口単位

3. 変更の理由  
約款上の記載に誤りがあったため修正するものです。

### 4. 日程

金融庁へ届出	変更適用日
2026年6月25日まで	2026年6月26日

#### ・信託変更に関する手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きまたは異議申立手続きは行いません。

# GLOBAL X

## 投資信託約款の新旧対照表

グローバルX NASDAQ100・デイリー・カバード・コール ETF

変更後	現行
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1万口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ （略）</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1万口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ （略）</p>

以上

<お問い合わせ先>

Global X Japan 株式会社 GXJ\_cs@globalxetfs.co.jp